「議案72号 小平市個人番号カードの利用に関する条例」について政和会を代表して 賛成の立場から討論いたします。本案は来月1月から始まる個人番号カードの交付に伴い、 個人番号カードにより証明書自動交付機の証明書交付サービスを受けられるようにするため、 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号利用等に関する法律の規定に基づき条例を定めるものです。

以下、賛成理由を述べます。

先ず、個人番号カードを利用し、証明書自動交付機によって証明書交付を可能にすることは、市民の利便性の向上につながること。特に高齢者や障碍者など各種交付申請書への記入が困難な方にとって個人番号カードによって自動交付機で証明書交付が可能になることは大きな利点であります。また、既存の住民基本台帳カードやこだいら市民カードなど複数のカードが個人番号カードと一体化出来るのも大きな利点です。また、市民にとって利便性向上につながるだけでなく、行政コスト削減につながることから、市民にとって大きな利益となります。

「マイナンバー制度」は法定受託事務として全国一律の基準で制度を運用するものであります。仮に小平市だけが「個人番号制度」の運用外となることは、小平市民だけが大きな不利益を被ることになると考えます。今後、例えば生活保護費の不正受給を防止し、また受給資格を有していながら制度を利用できないでいる方を救済することも可能になることで、本当に困っている人を救うことが出来ます。また、災害対策分野での活用では、被災者生活再建支援金の支給、被災者台帳の作成事務などに使用することも想定されています。更に、制度を知らなかったために利用出来なかったということを無くすために、市から積極的に様々な情報を提供するお知らせ型行政サービスも予定されています。これらの行政サービスについて、小平市民だけが享受できなくなることは避けなければなりません。

一方、「マイナンバー制度」のデメリットとして考えられるのは個人情報流出の危険性です。 先日、大阪府堺市で課長補佐によって市選挙管理委員会が保有していた全有権者 6 8 万人 の個人情報が流出するという不祥事が起きたばかりです。「マイナンバー制度」導入の有無 に関わりなく、個人情報の流出が起こる可能性は常に有り、市職員に対して市民の個人情 報保護の徹底することは言うまでもありません。

以上の理由により、「議案第72号 小平市個人番号カードの利用に関する条例」に対する賛成の立場からの討論といたします。